

議案第 9 6 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定  
について

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第 1  
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

|                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター | 川崎市宮前区土橋 2 丁目 1 4 番地 1 |
|----------------------|------------------------|

第 3 条第 4 号中「関すること」の次に「（川崎市宮前区保育・子育て総合  
支援センターを除く。）」を加える。

第 2 条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正す  
る。

第 3 条第 4 号中「（川崎市宮前区保育・子育て総合支援センターを除く。）」  
を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

|          |                  |
|----------|------------------|
| 川崎市中馬保育園 | 川崎市宮前区有馬3丁目2番10号 |
| 川崎市土橋保育園 | 川崎市宮前区土橋2丁目14番地1 |

」

を

「

|          |                  |
|----------|------------------|
| 川崎市中馬保育園 | 川崎市宮前区有馬3丁目2番10号 |
|----------|------------------|

」

に改める。

参考資料

制 定 要 旨

宮前区保育・子育て総合支援センターを新設するため、この条例を制定するものである。